

16 議会及び議員に関する条例の制定状況等

【16-1】議会基本条例の制定状況

(平成30年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	制定している
5万人未満 273	182 (66.7%)
5～10万人未満 255	164 (64.3%)
10～20万人未満 156	99 (63.5%)
20～30万人未満 46	26 (56.5%)
30～40万人未満 28	13 (46.4%)
40～50万人未満 22	14 (63.6%)
50万人以上 15	6 (40.0%)
指定都市 20	16 (80.0%)
全市 815	520 (63.8%)

【16-2】議員についての政治倫理・資産公開に関する条例の制定状況

(平成30年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	政治倫理条例(資産公開の規定を含む)を制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)と資産公開条例をそれぞれ制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)のみを制定している	資産公開条例のみ制定している
5万人未満 273	8 (2.9%)	0 (0%)	122 (44.7%)	0 (0%)
5~10万人未満 255	16 (6.3%)	0 (0.0%)	112 (43.9%)	0 (0%)
10~20万人未満 156	12 (7.7%)	1 (0.6%)	57 (36.5%)	0 (0%)
20~30万人未満 46	2 (4.3%)	0 (0%)	10 (21.7%)	0 (0%)
30~40万人未満 28	1 (3.6%)	0 (0%)	11 (39.3%)	0 (0%)
40~50万人未満 22	2 (9.1%)	1 (4.5%)	7 (31.8%)	0 (0%)
50万人以上 15	0 (0%)	0 (0%)	4 (26.7%)	0 (0%)
指定都市 20	3 (15.0%)	2 (10.0%)	0 (0%)	15 (75.0%)
全市 815	44 (5.4%)	4 (0.5%)	323 (39.6%)	15 (1.8%)

【16-3】自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)の制定状況

(平成30年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会に関する規定を含む自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)を制定している	議会に関する規定を含まない自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)を制定している
5万人未満 273	66 (24.2%)	9 (3.3%)
5~10万人未満 255	75 (29.4%)	21 (8.2%)
10~20万人未満 156	56 (35.9%)	11 (7.1%)
20~30万人未満 46	19 (41.3%)	2 (4.3%)
30~40万人未満 28	9 (32.1%)	2 (7.1%)
40~50万人未満 22	7 (31.8%)	2 (9.1%)
50万人以上 15	6 (40.0%)	0 (0%)
指定都市 20	6 (30.0%)	1 (5.0%)
全市 815	244 (29.9%)	48 (5.9%)

【16-4】地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の追加状況

(平成30年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決事件を追加している
5万人未満 273	263 (96.3%)
5～10万人未満 255	244 (95.7%)
10～20万人未満 156	149 (95.5%)
20～30万人未満 46	45 (97.8%)
30～40万人未満 28	28 (100%)
40～50万人未満 22	22 (100%)
50万人以上 15	15 (100%)
指定都市 20	20 (100%)
全市 815	786 (96.4%)

【16-5】地方自治法第96条第2項の規定による追加の議決事件の内容

(平成30年12月31日現在、複数回答)

追加の議決事件の内容	市数	追加の議決事件の内容	市数
基本構想	597 (76.0%)	職員の定数	8 (1.0%)
市の基本計画	278 (35.4%)	重要な契約に関するもの	16 (2.0%)
市の基本計画以外の重要な計画	111 (14.1%)	オンブズマンの委嘱等	12 (1.5%)
市民功労者表彰、名誉市民	625 (79.5%)	法人・団体等との協定に関するもの	10 (1.3%)
市民憲章	64 (8.1%)	定住自立圏構想・連携中枢都市圏に関するもの	179 (22.8%)
都市宣言	71 (9.0%)	上記以外の議決事件	202 (25.7%)
姉妹都市、友好都市提携	106 (13.5%)		

※各追加の議決事件の内容の割合は、地方自治法第96条第2項の規定により議決事件を追加している786市を基準としている。

【16-6】議選監査委員の選任の廃止状況

(平成30年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議選監査委員 の選任を廃止 している
5万人未満 273	3 (1.1%)
5～10万人未満 255	4 (1.6%)
10～20万人未満 156	1 (0.6%)
20～30万人未満 46	0 (0%)
30～40万人未満 28	1 (3.6%)
40～50万人未満 22	0 (0%)
50万人以上 15	0 (0%)
指定都市 20	0 (0%)
全市 815	9 (1.1%)

【16-7】議選監査委員の廃止に関する条例の提出者

(平成30年12月31日現在)(単位:市の数)

提出者	市数
執行機関	5
所管委員会	2
議員	2